

「舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」中間見直し（案）に対する意見募集の結果について

◆処理区分

A：意見を踏まえ、素案の改正等を行うもの	0件
B：意見を踏まえ、その趣旨を施策展開に反映させていくもの	0件
C：意見の趣旨がすでに案に盛り込まれているもの。	0件
D：意見に対する市の考え方を説明し、ご理解をいただくもの	2件

No	意見の概要	区分	意見に対する市の考え方
1	<p>可燃ごみの中に分別不十分なごみが毎月何回もあり、取り残しをされ、町内会から市に報告した後に市で回収してもらっている。</p> <p>主な原因はアパート・マンション入居者の方であるため、アパート・マンションは戸数に関わらず専用の集積所を設置し、自治会管理の集積所とは区別するのが良いと考える。</p> <p>ごみのルールについて排出者本人の気づきになり、町内会の手間がなくなり、市の再回収も不要となる。</p>	D	<p>集合住宅における専用集積所の設置につきましては、建物ごとに設置されることで排出者の特定やルール意識向上が期待される一方で、集積所の数が膨大となり、収集運搬における効率的な収集ルートの確保や作業時間の増大、また敷地内のスペース確保といった課題があることから、一律に全集合住宅へ専用集積所の設置を行うことは困難であると考えております。</p> <p>分別意識の向上に向けまして、不動産仲介業者や集合住宅の管理会社等との連携を図り、入居時のごみ分別ルールブックの配付や、デジタルツールを活用したルール周知・意識向上に取り組むとともに、円滑な取り残しごみへの対応を行うなど、集積所管理における地域負担の軽減に取り組んでまいります。</p>
2	<p>プライバシーの問題はあるが、市民のごみ出しへの責任や分別の意識向上を図るため、ごみ袋に排出者の氏名やアパート名、部屋番号などを記入する条例を制定してはどうか。</p>	D	<p>ごみ袋への氏名や部屋番号等の記載につきましては、排出者としての自覚の向上や、不適正排出・危険物混入の抑止等に一定の効果が期待される一方で、個人情報の流出やプライバシー保護の観点から、現時点では考えておりません。</p> <p>市民一人ひとりが排出者責任とルール意識を持ち、適正な分別を行っていただくことが重要であると認識しており、周知啓発を徹底するため、市ホームページやAIチャットボット、公式SNS等を積極的に活用するとともに、今後、舞鶴市公式LINEに新機能を設けるなど分かりやすい情報発信を行い、市民の皆さまの自覚と意識向上に取り組んでまいります。</p>